

国民健康保険組合高額医療費共同事業実施規程

制 定	平成15年 8月26日
改 正	平成16年 5月17日
	平成17年 2月22日
	平成18年 5月12日
	平成24年 5月10日
	平成25年 2月22日
	平成30年 3月 5日
	平成30年12月26日

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この規程は、厚生労働省が定める国民健康保険組合高額医療費共同事業実施要綱(平成 30 年 12 月 26 日保発第 1226 第 4 号)に基づき、一般社団法人全国国民健康保険組合協会(以下「協会」という。)が行う国民健康保険組合高額医療費共同事業(以下「高額医療費共同事業」という。)の実施について規定するものである。

(高額医療費共同事業)

第 2 条 高額医療費共同事業は、国民健康保険組合(以下「国保組合」という。)において生ずる第 3 条による高額医療費について、共同して負担することにより、各国保組合における財政運営の安定化に資するための事業をいう。

(高額医療費)

第 3 条 高額医療費共同事業における高額医療費は、療養の給付に要する費用の額及び特定療養費の支給について算定した費用の額が診療報酬明細書 1 件当たり 100 万円を超えるものの 100 万円を超える部分の額をいう。

2 高額医療費の範囲については、当該療養につき他の法令の規定により国または地方公共団体の負担において医療に関する給付が行われたときは、その給付額を控除した額とする。

(対象保険者)

第 4 条 高額医療費共同事業の対象となる保険者は、すべての国保組合(全国土木建築国民健康保険組合を除く。)とする。

第 2 章 拠 出 金

(拠出金の徴収及び納付)

第 5 条 協会は、高額医療費共同事業及び当該事業に関する事務の処理に要する費用に充てるため、国保組合から、高額医療費拠出金及び事務費拠出金を徴収するものとする。

2 国保組合は、協会に高額医療費拠出金及び事務費拠出金を納付しなければならない。

(高額医療費拠出金の総額)

第6条 高額医療費拠出金の総額は、当該年度における各国保組合の被保険者(老人保健法の規定による医療を受けることができる者を除く。以下同じ。)の高額医療費に、第7条第2項に定める各国保組合の組合補正係数を乗じて得た額の合算額に、第16条第1項に定める範囲内の交付金の交付率の見込を勘案して定めるものとする。

2 前項の場合、高額医療費の前年度の11月診療分までの3か年度の実績の伸率を勘案して推計するものとする。

(各国保組合の高額医療費拠出金の額)

第7条 各国保組合が毎年度納付する高額医療費拠出金の額は、次の算式により按分した額とする。

$$\begin{array}{l} \text{高額医療} \\ \text{費拠出金} \\ \text{の総額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該国保組合の前々年度までの3か年度ごとの被保険者の} \\ \text{高額医療費に当該国保組合の組合補正係数を乗じて得た額} \\ \text{の合計額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{各国保組合の前々年度までの3か年度ごとの被保険者の} \\ \text{高額医療費に各国保組合の組合補正係数を乗じて得た額} \\ \text{の合算額} \end{array}}$$

2 組合補正係数は、国民健康保険の事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令(昭和47年3月31日厚生省令第11号)第12条第1項及び同令附則第4条の規定により算定した普通調整補助金の額(ただし、後期高齢者支援金及び介護納付金の納付に要する費用の額に係る普通調整補助金を除く。)を同令第13条第1項第1号に掲げる額及び前期高齢者納付金の納付に要する費用の額(ただし、後期高齢者支援金に係る額を除く。)の合算額で除して得た値(小数点第3位以下は切り捨てるものとする。)に100分の32(平成28年度以降においては、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第73条第1項第1号の規定による割合)を加えたものを1から除いたものとする。

(事務費拠出金)

第8条 各国保組合が毎年度納付する事務費拠出金の額は、当該年度における共同事業に関する事務に要する費用の見込額を次の算式により按分した額とする。

$$\begin{array}{l} \text{当該年度における共} \\ \text{同事業に関する協会} \\ \text{の事務の処理に要す} \\ \text{る費用の見込額} \end{array} \times \frac{\begin{array}{l} \text{当該国保組合の前々年度末における被保険者数} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{全国保組合の前々年度末における被保険者数} \end{array}}$$

(高額医療費拠出金及び事務費拠出金の額の決定及び通知)

第9条 協会は、各年度につき、各国保組合が納付すべき高額医療費拠出金及び事務費

拠出金の額を決定し、または変更したときは、当該国保組合に通知しなければならない。

- 2 前項の通知は、高額医療費拠出金決定・変更通知書(様式第1号)及び高額医療費共同事業事務費拠出金決定・変更通知書(様式第2号)により行うものとする。

(高額医療費拠出金及び事務費拠出金の納期及び納付割合)

第10条 国保組合は、各年度につき、前期と後期の2回に分け、前期については、高額医療費拠出金の12分の5を、後期については、高額医療費拠出金の12分の7を協会に納付するものとし、納期は次の各号に掲げるところによるものとする。ただし、納期日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日その他の休日(銀行法第15条第1項に規定する休日を含む。以下「休日」という。)にあたるときは、その翌日を期限とする。

- (1) 前期 7月10日
- (2) 後期 11月10日

- 2 国保組合は、各年度につき、協会が定める日までに、事務費拠出金を協会に納付するものとする。

(納付の方法)

第11条 国保組合は、高額医療費拠出金及び事務費拠出金の納付は、納期日までに別に定める協会の指定した金融機関に口座振込により行うものとする。

(延滞金)

第12条 協会は、国保組合が、納付すべき期日までに高額医療費拠出金及び事務費拠出金を納付しないときは、その拠出金の額につき年14.5%の割合で、納期日の翌日からその完納の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収する。

第3章 交 付 金

(交付金の請求及び交付)

第13条 協会は、高額医療費について国保組合から請求があったときは、第16条に定める交付金の額を交付するものとする。

(交付金の対象)

第14条 高額医療費共同事業の交付金は、当該事業年度の前年の12月の診療分から当該事業年度の11月の診療分までの高額医療費を対象とする。

(交付基準額及び交付対象額)

第15条 交付金の交付基準額は、被保険者に係る療養の給付に要した費用の額及び特定療養費の支給についての療養につき算定した費用の額1件当たり100万円とし、この額を超える部分の額に、第7条第2項に定める当該国保組合の前々年度の組合補正係数を乗じて得た額を交付対象額とする。

(交付率及び交付金の額)

第 16 条 交付金の額は、交付対象額に交付率を乗じた額とするものとし、交付率は、各年度につき、交付金の確定交付の際に交付対象額の総額に対する高額医療費拠出金の総額の割合を基礎として、100 分の 70 以上 100 分の 90 以下の範囲内で定めるものとする。

2 各年度における交付金の確定交付の際に、交付金の交付率を前項の範囲内で定めることができない場合、不足するときは、当該年度において不足する額に見合う額の高額医療費拠出金を追加して徴収し、余剰するときは、余剰する額を翌年度に繰越し翌年度の高額医療費拠出金で調整するものとする。

(交付金申請)

第 17 条 国保組合は、各年度につき、次の表に掲げるところにより協会に交付金の申請を行うものとする。ただし、締切日が休日に当たるときは、その翌日を締切日とする。

期	締切日	対 象
前 期	5 月 31 日	12 月診療分から 3 月診療分
中 期	9 月 30 日	4 月診療分から 7 月診療分
後 期	1 月 31 日	8 月診療分から 11 月診療分

2 前項の申請は、高額医療費共同事業交付金交付申請書(様式第 3 号)に、高額医療費共同事業交付金交付申請明細書(様式第 3 号の 2)を送付及びその内容を磁気化したデータを別途メールで送信するものとする。

(交付金の決定通知)

第 18 条 協会は、国保組合からの申請に基づき、各年度につき、交付金の決定を行い、その結果を国保組合に通知するものとする。

2 前項の通知は、高額医療費共同事業交付金交付決定通知書(様式第 4 号または様式第 4 号の 2)により行うものとする。

(求償額等の調整)

第 19 条 高額医療費が第三者行為に係る場合は、当該医療費から求償権の行使により取得した額を控除した額を対象とするものとする。

2 高額医療費が再審査または第三者行為等により過誤調整を行う必要が生じた場合は、国保組合は、返戻または損害賠償等を受けた後、過誤調整に関する報告書(様式第 5 号)を協会に提出するものとする。

3 前項の場合、協会は、過誤調整に関する報告書による額について、次期交付の交付金の額で調整するものとする。

(交付の方法)

第 20 条 交付金の交付は、各年度につき、次の表に掲げるところにより行うものとする。ただし、交付期限が休日に当たるときは、その前日を期限として交付する。

期	交付期限	対 象
前 期	7 月 31 日	12 月診療分から 3 月診療分
中 期	11 月 30 日	4 月診療分から 7 月診療分
後 期	3 月 20 日	8 月診療分から 11 月診療分

2 交付金は交付率の見込を勘案し、前期は被保険者に係る事業年度の前年度の 12 月から 3 月の診療分の概算払いを行い、中期は被保険者に係る事業年度の 4 月から 7 月の診療分の概算払いを行い、後期の交付の際に精算し、確定交付するものとする。

なお、前期分の交付率は交付対象額の 8 割とする。

3 協会は、交付金の交付は、交付期限までに国保組合が協会に登録した金融機関に口座振込により行うものとする。

(交付金の一部返還の取扱い)

第 20 条の 2 国保組合は、交付金の一部を返還する必要がある場合は、協会にその額を返還するものとする。

2 前期及び中期の交付金の申請において、国保組合からの交付金の一部返還を要する場合は、後期の交付金で調整するものとする。

3 後期の交付金の申請または当該年度の確定交付において、交付金の一部返還が生じた場合は、国保組合は、協会の指定する期限までに第 11 条により別に定める協会の指定した金融機関に口座振込により返還するものとする。

第 4 章 財 務

(特別会計)

第 21 条 協会は、高額医療費共同事業の経理を行うため、高額医療費共同事業特別会計(以下「特別会計」という。)を設ける。

2 特別会計の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(歳入及び歳出)

第 22 条 特別会計においては、高額医療費拠出金、事務費拠出金及び附属雑収入をもってその歳入とし、高額医療費共同事業交付金及び高額医療費共同事業に係る事務に要する経費をもってその歳出とする。

(準用)

第 23 条 特別会計の経理事務については、この規程に定めるもののほか、協会の経理に係る規定を準用する。

第5章 事業報告

(事業報告)

第24条 協会は、高額医療費共同事業の実施状況について、翌年度の6月末日までに、厚生労働大臣に報告するものとする。

第6章 運営委員会

(運営委員会)

第25条 協会は、共同事業の運営に関する必要な事項を協議するため、高額医療費共同事業運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、別に定める。

第7章 雑 則

(端数整理)

第26条 拠出金の額を算定するに当たり、千円未満の端数を生じたときは、これを四捨五入するものとする。

2 交付金の額を算定するに当たり、千円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(拠出金の下限)

第26条の2 前条第1項の規定にかかわらず、事務費拠出金の額は、1千円を下限とするものとする。

(過誤調整)

第27条 国保組合に対する交付金の支払額を確定した後に計数に異動が生じたときは、翌年度において過誤として調整する。

(資料の請求)

第28条 協会は、拠出金及び交付金を算定するため必要な資料の提出を国保組合に求めることができる。

(運営委員会の同意及び理事会の承認)

第29条 第6条第1項に規定する交付金の交付率の見込、同条第2項に規定する高額医療費の伸率及び第16条第1項に規定する交付金の交付率は、運営委員会の同意及び協会の理事会の承認を得て会長が定めるものとする。

2 第20条第2項に規定する前期分の交付に当たっては、前項の規定を適用しないものとする。

附 則

1. この規程は、平成 15 年 4 月 1 日から施行し、平成 14 年 12 月診療分から適用する。
2. 平成 15 年度においては、第 6 条第 2 項中及び第 7 条第 1 項中の「3 か年度」を「2 か年度」と読み替えるものとする。

附 則（平成 16 年 5 月 17 日改正）

この改正規程は、平成 16 年 5 月 17 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 17 年 2 月 22 日改正）

この改正規程は、平成 17 年 2 月 22 日から施行する。

附 則（平成 18 年 5 月 12 日改正）

この改正規程は、平成 18 年 5 月 12 日から施行し、平成 18 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 24 年 5 月 10 日改正）

この改正規程は、平成 24 年 5 月 10 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 25 年 2 月 22 日改正）

この改正規程は、平成 25 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 30 年 3 月 5 日改正）

この改正規程は、平成 30 年 4 月 1 日より適用する。

附 則（平成 30 年 12 月 26 日改正）

この改正規程は、平成 31 年 4 月 1 日より適用する。